

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項第一号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第三条第三項」の下に「(法第九条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「人違いでない」を「本人である」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第八条第二項」を「第八条第三項前段」に、「する」を「し、及び同項後段の規定により現有旅券の返納を受ける」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「法第十条第四項及び法第十二条第三項」を「及び法第十条第四項」に改め、「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

5 法第三条第五項の規定により現有旅券を確認すること。  
別表第一十八の二の二の項第九号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十号中「人違いでない」を「本人である」に、「これ」を「これら」に改め、同項第十一号中「規定により」を「規定による」に改める。

(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の表一の項から三の項までの規定中

二、〇〇〇

を

二、〇〇〇  
だし、法第  
第二項の規  
用を受ける  
あつては、  
〇〇円

円。た  
二十条  
定の適  
場合に  
四、〇

に改め、同表五の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。  
(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた一般旅券の査証欄の増補の申請に係る事務の処理については、第一条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一十八の二の二の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前にされた一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料については、第二条の規定による改正後の岐阜県企画経済関係手数料徴収条例別表第一四の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案説明

旅券法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。